

平成 31 年度

学校基本調査の手引



(都道府県用)
(市町村用)
目次

まえがき

I	調査の概要	1
II	本年度調査の変更点	3
III	都道府県の事務	4
1	学校の廃止等に伴う報告義務者の指定	4
2	調査票の配布等	4
3	調査票提出期日の指定	5
4	市町村に対する指導	5
5	報告義務者・作成者に対する指導	6
6	調査票の下審査	6
7	調査票の整理・確認	7
8	紙の調査票のデータの作成・提出	7
9	エラーチェック，集計作業等による審査	7
10	審査終了後の書類等の提出	8
11	調査票等の都道府県教育委員会への送付	8
12	調査終了後の訂正について	8
13	調査票の保存	8
◎	「オンライン調査システムを利用した審査の流れ」	9
IV	市町村の事務	12
1	調査票の配布等	12
2	調査票提出期日の指定	13
3	報告義務者・作成者に対する指導	13
4	調査票の審査	13
5	調査票の提出	14
6	調査票の訂正	14
7	不就学学齢児童生徒調査票について（市町村教育委員会において作成・回答）	14
V	オンライン調査システムの使用手引（経由機関用）	15
VI	参考資料	41
	平成31年度学校基本調査スケジュール	41
	— 調査票の種類別報告義務者等一覧 —	42
	[付] 関係法令の名称及び事項別条項索引	44
	調査票様式（不就学学齢児童生徒調査票）	46

問合せ先



ま え が き

この調査は、我が国の学校教育全般に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しております。

この調査の範囲は、幼稚園から大学まで全国すべての学校で、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費等が漏れなく調査されます。

この調査の結果は、当面する教育の諸問題を解決する基礎資料として利用されているばかりでなく、年次的推移を追うことによって、将来の教育計画を立てる際の貴重な資料として役立てることができます。

本年度この調査の事務を担当される方々は、調査の意義や重要性をよく理解され、調査票の取扱いや、学校に対する指導に万全を期し、正確・迅速な調査の実施に、御協力くださるようお願いいたします。

特に、記入漏れ、記入誤り等ないよう各学校に対して十分指導してください。

なお、本年度調査期間中に改元が予定されていますが、調査票や手引等で改元期日以後を旧元号（平成）により表示しているものについては、新元号に読み替えて適用するものとします。

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月上旬・・・速報

12月下旬・・・報告書

上記学校基本調査のページの「結果の概要」及び「年次統計・統計表一覧」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「平成31年度学校基本調査について」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「質疑応答集（初等中等教育機関，専修学校・各種学校編）」を閲覧できます。

I 調査の概要

この調査は、「統計法施行令(平成20年政令第334号)」及び「学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)」に基づいて、毎年実施されているものですが、このうち、都道府県及び市町村に関係のあることは、次のとおりです。

A 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とします。

B 調査の期日

平成31年5月1日

C 調査の方法

1 調査票の種類と報告義務者・作成者

調査票の種類	報告義務者・作成者
1 学校調査票(幼稚園)	学校の長
2 〃(幼保連携型認定こども園)	
3 〃(小学校)	
4 〃(中学校)	
5 〃(義務教育学校)	
6 〃(高等学校)	
7 〃(中等教育学校)	
8 〃(特別支援学校)	
9 〃(専修学校)	
10 〃(各種学校)	
11 学校通信教育調査票(高等学校)	通信制課程を置く高等学校の長
12 不就学学齢児童生徒調査票	市町村教育委員会
13 学校施設調査票(高等学校等)	公立の専修学校の長 公立の幼保連携型認定こども園の長 私立学校(各種学校を除く)の設置者 公立の各種学校の長 私立の各種学校の設置者
14 〃(各種学校)	
15 卒業後の状況調査票(中学校)	学校の長
16 〃(義務教育学校)	
17 〃(特別支援学校中学部)	
18 〃(高等学校全日制・定時制)	
19 〃(特別支援学校高等部)	
20 〃(高等学校通信制)	
21 〃(中等教育学校 前期課程 後期課程 (全日制・定時制))	

(注) 1. 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、学校施設調査は実施しません。

2. 中等教育学校の学校通信教育調査については、本年度調査では該当がありません。

2 報告の方法

(1) 報告義務者・作成者には、都道府県統計主管課又は市町村統計主管課を通じて調査票を配布します。オンライン調査システムにより提出を行う学校は、システムから電子調査票を取得しますので、調査の手引、調査対象者ID等を配布し、紙の調査票の配布を行う必要はありません。

(2) 報告義務者・作成者は、次の「調査票の配布、収集の系統」に従って、都道府県知事又は市町村長に調査票を提出します。オンライン調査システムにより提出を行う学校は、各経由機関への紙の調査票の提出はなくなりますが、審査及び収集管理を行う系統については、紙の調査票による場合と同様です。

調査票の配布、収集の系統

- ①: 学校調査 ②: 卒業後の状況調査 ③: 学校通信教育調査
④: 学校施設調査 ⑤: 不就学学齢児童生徒調査

文部科学省

都道府県知事

市町村長

都道府県立及び都道府県設立公立大学法人立の高等学校及び中等教育学校の長 : ① ② ③

都道府県立及び都道府県設立公立大学法人立の中学校, 義務教育学校及び特別支援学校の長 : ① ②

都道府県立及び都道府県設立公立大学法人立の幼稚園及び小学校の長 : ①

都道府県立幼保連携型認定こども園, 専修学校及び各種学校の長 : ① ④

都道府県設立公立大学法人立の幼保連携型認定こども園及び専修学校の長 : ①

市町村立及び市町村設立公立大学法人立の高等学校及び中等教育学校の長 : ① ② ③

私立高等学校及び中等教育学校の長 : ① ② ③

私立高等学校及び中等教育学校の設置者 : ④

市町村立及び市町村設立公立大学法人立の中学校, 義務教育学校及び特別支援学校の長 : ① ②

市町村立及び市町村設立公立大学法人立の幼稚園及び小学校の長 : ①

市町村立幼保連携型認定こども園, 専修学校及び各種学校の長 : ① ④

市町村設立公立大学法人立の幼保連携型認定こども園及び専修学校の長 : ①

市町村教育委員会 : ⑤

私立中学校, 義務教育学校及び特別支援学校の長 : ① ②

私立幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 小学校, 専修学校及び各種学校の長 : ①

私立幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 特別支援学校, 専修学校及び各種学校の設置者(高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。) : ④

(3) 報告義務者・作成者が調査票を提出(オンライン調査システムによる提出を含む。)する期日は次のとおりです。

ア 都道府県知事又は市町村長に調査票を提出する者の提出期日……都道府県知事又は市町村長が定める期日

イ 国立の学校の調査票(学校調査・卒業後の状況調査)を報告義務者が都道府県知事部局統計主管課に送付する期日……5月31日

II 本年度調査の変更点

○調査票

学校調査票（幼稚園）

- ・「8 『6』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」の休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職者等の男女別の人数を把握するため、「男女別」を追加する。また、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（幼保連携型認定こども園）

- ・「9 『7』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」の休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職者等の男女別の人数を把握するため、「男女別」を追加する。また、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（小学校）

- ・「9 『7』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（中学校）

- ・「10 『8』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（義務教育学校）

- ・「9 『7』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（高等学校）（2-1）

- ・「14 『13』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（中等教育学校）（2-1）

- ・「12 『10』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校調査票（特別支援学校）（4-1）

- ・「9 『6』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

学校通信教育調査票（高等学校）（2-1）

- ・「11 『10』の本務者のうち休職等教員数（再掲）」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

卒業後の状況調査票（中学校）

- ・「8 状況別卒業生数」について、調査に使用しない不要な欄を削除する。

Ⅲ 都道府県の事務

1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定

この調査では、本年5月1日までに廃止された学校における卒業生、修了者、長期欠席者等の前年度間の調査事項は都道府県知事が報告義務者を指定して調査することとなります。この場合、廃止となった学校の事務を事実上引き継いだ学校がある場合には、当該学校の長が報告義務者となります。廃止となった学校の事務を事実上引き継いだ学校がない場合には、都道府県立学校については都道府県教育委員会、市町村立学校については市町村教育委員会、また私立学校については都道府県知事(又は設置者)が作成(又は報告)することとなります。

2 調査票の配布等

文部科学省から配布又はインターネットを利用してダウンロードしていただく「調査票」、
「学校基本調査の手引」は、調査票が21種類、手引が11種類で次のとおりです。

調 査 票	学校基本調査の手引
(1) 学校調査票(幼稚園)	(1) 学校基本調査の手引(都道府県用・市町村用)
(2) " (幼保連携型認定こども園)	(2) " (幼稚園)
(3) " (小学校)	(3) " (幼保連携型認定こども園)
(4) " (中学校)	(4) " (小学校・中学校)
(5) " (義務教育学校)	(5) " (義務教育学校)
(6) " (高等学校)	(6) " (高等学校)
(7) " (中等教育学校)	(7) " (中等教育学校)
(8) " (特別支援学校)	(8) " (特別支援学校)
(9) " (専修学校)	(9) " (専修学校)
(10) " (各種学校)	(10) " (各種学校)
(11) 学校通信教育調査票(高等学校)	(11) " (学校施設調査)
(12) 不就学学齢児童生徒調査票	
(13) 学校施設調査票(高等学校等)	
(14) " (各種学校)	
(15) 卒業後の状況調査票(中学校)	
(16) " (義務教育学校)	
(17) " (特別支援学校 中学部)	
(18) " (高等学校 全日制・定時制)	
(19) " (特別支援学校 高等部)	
(20) " (中等教育学校 前期課程・後期課程(全日制・定時制))	
(21) " (高等学校 通信制)	

これらの「調査票」、「学校基本調査の手引」は、都道府県統計主管課から「調査票の配布、
収集対象」図(5ページ)に従って配布してください。

オンライン調査システムによる収集を行う場合、「調査票」はオンラインでダウンロードしますので、「学校基本調査の手引」のほか、調査対象者ID等、システム利用に必要な書類を配布してください。

なお、「学校基本調査の手引」は、文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

文部科学省トップページ(<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」

→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成31年度学校基本調査について」

(注) 平成31年3月中に掲載予定です。

また、配布部数は学校、教育委員会当たり「調査票」各4部(提出用3部、学校等控1部)、「学校
用手引」(不就学学齢児童生徒調査票には手引はありません。記入方法等は調査票に記載されて
います。)各1部となり、このうち提出用の調査票各3部を集めてください。オンライン調査シ
ステムを利用する場合は、システムへの調査票データの送信をもって調査票の提出となるため、紙の
調査票の配布・収集の必要はありません。

ただし、学校が紙の調査票で提出し、都道府県統計主管課でオンライン調査システムへ代行入力した場合にあっては、オンライン調査システムでの提出とはならず、当該学校の紙の調査票の提出が必要です。

調査票の配布，取集対象	
学校調査票	都道府県立，都道府県設立公立大学法人立の全学校，市町村立，市町村設立公立大学法人立及び私立の高等学校(通信制独立校は除く)・中等教育学校 [市町村長] — 市町村立，市町村設立公立大学法人立及び私立の高等学校・中等教育学校以外の学校
学校通信教育調査票	都道府県立，都道府県設立公立大学法人立，市町村立，市町村設立公立大学法人立及び私立の高等学校(通信制独立校及び設置校)
不就学学齢児童生徒調査票	[市町村長] — 市町村教育委員会
学校施設調査票	都道府県立の幼保連携型認定こども園，専修学校及び各種学校，私立の高等学校及び中等教育学校の設置者 [市町村長] — 市町村立の幼保連携型認定こども園，専修学校及び各種学校，私立学校の設置者(高等学校及び中等教育学校の設置者を除く)
卒業後の状況調査票	都道府県立(都道府県設立公立大学法人立を含む。)の高等学校，中等教育学校，中学校，義務教育学校及び特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ)，市町村立(市町村設立公立大学法人立を含む。)及び私立の高等学校・中等教育学校 [市町村長] — 市町村立(市町村設立公立大学法人立を含む。) ，私立の中学校，義務教育学校及び特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ)

<調査票を配布するときは、特に次の点に注意してください。>

- (1) 都道府県教育委員会や都道府県私立学校主管課等とよく連絡し、最新の資料により配布対象を確かめてください。
- (2) 保育所や各種学校に類似した教育施設・分校舎・分教場・認可又は届出のない分校等は、配布対象から除いてください。
- (3) 分校の調査票は、本校に配布します(専修学校・各種学校等で、本校と異なる都道府県にある分校の調査票も、本校に配布します。)
- (4) 私立学校の「学校施設調査票」は、設置者がまとめて作成するため、主たる事務所の所在地のみ配布します。

3 調査票提出期日の指定

都道府県知事へ調査票を提出(オンライン調査システムにより提出する場合も含まれます。)する期日は、調査票等の文部科学省への提出期日や地理的条件等を考慮して決めてください。なお、オンライン調査システムでは、経路機関の提出期日を独自に設定することができます(20ページ参照)。

4 市町村に対する指導

市町村に対する指導要領は、次のとおりです。

- (1) この調査の重要性をよく説明し、正確・迅速な調査の実施を図ってください。
- (2) 調査の実施に当たって、市町村と市町村教育委員会がよく連絡し、この調査が円滑に行われるよう指導してください。
- (3) 調査票の審査を行う際は、市町村教育委員会において作成する児童生徒数に関する資料(学齢簿など)との照合を十分行うよう指導してください。
- (4) そのほか、「IV市町村の事務」(12ページ)に記載されている事項をよく読んで、調査の実施に遺漏のないよう指導してください。

5 報告義務者・作成者に対する指導

報告義務者・作成者(学校の長及び教育委員会等)に対する指導事項は、次のとおりです。

- (1) この調査の重要性をよく説明し、正確・迅速な報告が必要なことを、十分理解してもらい、円滑に報告がなされるよう指導してください。
- (2) 調査票を作成するときは、各調査票に記載されている注意事項及び「学校基本調査の手引(学校用)」をよく読んでから記入するよう指導してください。
- (3) 数字は算用数字を使用します。
- (4) 「不就学学齢児童生徒調査票」の「1年以上居所不明者数」については、「1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊(簿冊に相当するもの(電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの)を含む)に記載(記録)されている者(昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」一(4)に基づく者)の数を5月1日現在で記入する。」こととなっているため、それらの資料等との照合を十分行うよう指導してください。
- (5) 「学校施設調査票」は、必ず平方メートル単位で記入します。また、1平方メートル未満は四捨五入するよう指導してください。
- (6) 記入後、調査票及び手引に記載されている確認事項について確認し、特に、児童生徒数は指導要録との照合を十分行うよう指導してください。また、検算できるところは、必ず検算をさせてください。
- (7) 提出後の訂正は、全国集計を遅れさせる原因となりますので、十分確かめた上で提出するよう指導してください。
- (8) 提出期日を厳守させてください。
- (9) これまでの調査で特に誤りの多かった箇所を整理しておき、重点的に説明指導してください。

6 調査票の下審査

報告義務者・作成者から提出される調査票の下審査を行う場合は、特に次の点に留意してください。なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項は自動計算されるため、審査は不要になります。

- (1) 報告義務者・作成者の漏れはないか。
- (2) 報告者からの提出枚数に誤りはないか。
- (3) 公立別・学校種別に、提出されるべき調査票が漏れなく提出されているか。
- (4) 「都道府県番号」、「学校調査番号」、「設置者別」、「本校分校別」等は、正しい番号が記入されているか。
- (5) 学校、分校、学級、学科、専攻科、別科等は、正規に認可又は届出されたものが記入されているか。
- (6) 合計欄等の計算に誤りはないか。※
- (7) 面積等の単位に誤りはないか。
- (8) 児童生徒等の記入漏れや、記入誤りはないか。
- (9) 関連する数値は、適正であるかどうか。(例えば、A欄とB欄では、A欄の数値の方が必ずB欄より大きい、といった関連のある箇所があります。)※
- (10) 調査票内の同一符号欄の数値は、一致しているか。※
- (11) 前年度の数値と比較して、著しい差はないか。

特に、**制度の変更や調査項目の追加・変更等があった調査票**について、御注意ください。

★調査票の審査は、正確な調査の実施のために極めて重要です★

限られた期間内に、多くの調査票について審査を行わなければなりませんので、あらかじめ十分準備し、手順を考えておくことが必要です。このためには、関係者の間で前もって審査の方針や要領などを打ち合わせ、照合するための資料(関係資料・教育委員会の資料・私立学校主管課の資料等)を用意しておくことが便利です。

例) ○私立高等学校等の実態調査(平成31年度)

- ・各都道府県の私立学校主管課において行っている実態調査の私立高等学校等の学校数との整合性を御確認ください。

7 調査票の整理・確認

報告義務者・作成者から提出された調査票について、エラーチェック・集計作業等による審査に取りかかる前に、必ず次の整理・確認を行ってください。

- (1) 調査票の「市町村番号」欄には総務省編「統計に用いる標準地域コード」の市町村番号が正しく記入されているか確認します。政令指定都市の場合は、「市」の番号ではなく「区」の番号になります。
(誤記入がないか十分に指導してください。(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。))
- (2) 公立の学校で学校の設置地方公共団体とその所在地が異なる場合、その調査票の「市町村番号」欄には、次のように「市町村番号」を記入します。
ア 都道府県立学校で、設置都道府県と学校所在都道府県が異なる場合は「999」。
イ 市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる場合は設置市町村の番号。
なお、これらの学校の学校名、学校調査番号、設置都道府県又は市町村名及び学校所在地を記載した一覧表を添付してください。
- (3) 調査票の「学科番号」又は「課程番号」欄が漏れなく、正しく記入されているか確認します。(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。)コードの分類について迷う場合は、認可等部門(私学主管課、教育委員会等)に照会の上決定してください。また、分類の決定に際しては、学科名称のみで決定するのではなく、その教育内容(カリキュラム)によって区分してください。
なお、高等学校及び中等教育学校の「学校調査票」の学科番号は小分類のコード、同「卒業後の状況調査票」の学科番号は大分類のコードを記入します。
- (4) 私立学校に関する「学校施設調査票」の集計は、設置者本部の所在地とは関係なく学校の所在する都道府県で行うので、他の都道府県に所在する学校の学校施設調査票が提出された場合は、当該学校の学校所在地の都道府県に連絡を取って転送してください。

<廃校になった学校について>

平成30年5月2日から平成31年5月1日までの間に廃校になった学校について、次の整理・確認を行ってください。

- ア 学校調査票について、「本校分校別」欄を「3」に訂正した上、欄外の余白(電子調査票の場合は、メモ欄)に「廃校」とその「年月日」を朱書(電子調査票の場合は黒字で可)してください(卒業後の状況調査票については、「本校分校別」欄の訂正をしません)。
- イ 学校施設調査票が提出されていないことを確認してください。
- ウ 学校調査票において、平成30年度間の調査事項が記入されているか(前年度間以外の調査事項が記入されていないか)、卒業後の状況調査票が記入されているかを確認してください。
- エ 市町村合併等で平成31年5月1日までに市町村コードに変更のあった学校については、学校調査票、卒業後の状況調査票ともに変更後の市町村コードを使用してください。

8 紙の調査票のデータの作成・提出

紙の調査票で提出されたものは別途指示する電算処理要領に基づきCSV形式のデータを作成し、文部科学省提出用の調査票データ(以下、「紙調査票データ」)を作成し、文部科学省へ提出します(電子メールでの提出)。

なお、「紙調査票データ」作成の電算処理を外部の業者等に委託する際は、統計法第41条第6号(守秘義務)の趣旨にのっとり、調査票に記入された各学校等の秘密に属する事項が他に漏れることのないよう、十分注意してください。

9 エラーチェック、集計作業等による審査(9ページの流れ図参照)

「紙調査票データ」の提出を受け、文部科学省において、当該データを「本省情報基盤システム」に投入します。投入の連絡を受けた後、「政府統計共同利用システム」の「指示票」から指示することにより、「紙調査票データ」及びオンライン調査システムにより提出された調査票データ(以下「オンライン調査票データ」)の全ての調査票データについて、エラーチェック及び集計作業を行うことができます。

審査の結果、修正が生じた場合、「紙調査票データ」の場合は修正データを作成し、随時文部科学省へ提出します。「オンライン調査票データ」の場合は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより修正してください。これらの修正及び審査を6月25日の書類提出日までに終了してください。

10 審査終了後の書類等の提出

都道府県における審査が完了した後、「提出調査票等の明細」（10ページ）を添付し、以下のものを6月25日までに文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に提出（郵送）してください。

(1) 「残エラーリスト」等のエラーに関する帳票

調査においては、残しても良いエラー（以下「OKエラー」）も存在します。それらについて、文部科学省においても審査を行うため、都道府県の審査において残したエラーに関する帳票を紙に印刷し、提出（郵送）してください。

提出していただく帳票は、次の2種類です。①又は②のいずれかの欄外に、必ず「OKエラー」の理由を具体的に朱書きしてください。

①審査終了後の最終の「残エラーリスト」

……「残エラーリスト」とは、県内の全ての調査票データに対し、残っている全てのエラーが記載されたエラーリストです。提出いただく「残エラーリスト」には、OKエラーのみが記載されていることになります。

②「OKエラー」が残っている学校の「エラー帳票」

……「エラー帳票」とは、エラーチェックをかけた際、エラーが残っている学校ごとに出力される帳票です。1枚目にエラーの内容が記載されたエラーリスト、2枚目以降にエラー箇所が分かる調査票イメージが出力されます。1枚目、2枚目以降いずれも御提出ください。

(2) 紙により提出された調査票

調査種類ごとに区分し（別冊にする必要なし）、学校調査番号順（不就学学齢児童生徒調査票は市町村番号順）につづってください。表紙の右上には、都道府県番号を記入してください。同種の調査票の枚数が、千枚を超えるときは分冊とし、そのことを表紙に明記してください。

提出期日は、厳守するようお願いいたします。なお、提出期日までに提出できないときは、その理由と提出予定日を、あらかじめ文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に必ず連絡してください。（電話03-5253-4111 内線2264・2265）

11 調査票等の都道府県教育委員会への送付

都道府県知事は、文部科学大臣に提出した調査票各1部及び、都道府県集計表の写し1部を都道府県教育委員会へ送付してください。オンライン調査システムにより提出された調査票については、都道府県教育委員会においてもシステムを利用して調査票を閲覧することが可能となっていますので、当該調査票が提出された旨の連絡のみを行います。

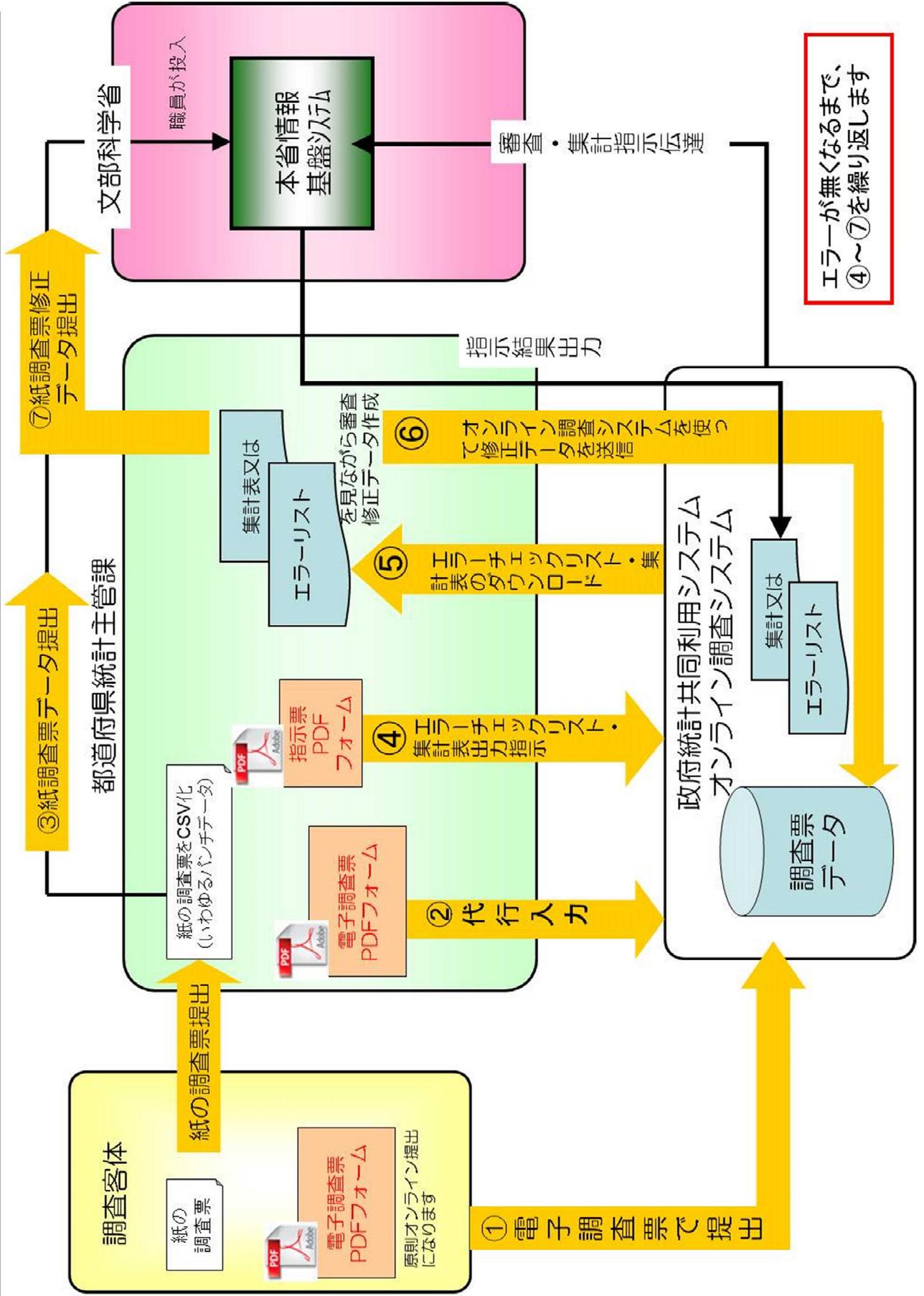
12 調査終了後の訂正について

文部科学省への調査票等の提出期日（6月25日）後に、調査票の訂正が必要となっても、文部科学省での全国集計及び公表が遅れる原因につながるため、提出後の訂正処理ができない場合があります。十分に照合、検算などの審査を行った上、提出するようにしてください。

13 調査票の保存

都道府県知事及び都道府県教育委員会は、文部科学大臣に提出した調査票（副）各1部を文部科学大臣の公表の日（報告書の公表日）から1年間保存してください。

オンライン調査システムを利用した審査の流れ



提出調査票等の明細

全ての都道府県に原則提出していただくもの				
調査票			エラー帳票	
調査票種		調査票枚数	残エラーリスト	1部 <input type="checkbox"/>
学校調査票	幼稚園	枚	OKエラーの残った学校のエラー帳票	一式 <input type="checkbox"/>
	幼保連携型認定こども園	枚		
	小学校	枚		
	中学校	枚		
	義務教育学校	枚		
	高等学校2-1	枚		
	高等学校2-2	枚		
	中等教育学校2-1	枚		
	中等教育学校2-2	枚		
	特別支援学校4-1	枚		
	特別支援学校4-2	枚		
	特別支援学校4-3	枚		
	特別支援学校4-4	枚		
	専修学校	枚		
各種学校	枚			
学校通信教育調査票	高等学校2-1	枚	公立学校で設置地方公共団体とその所在地が異なる場合の一覧表	枚
	高等学校2-2	枚		
不就学学齢児童生徒調査票		枚		
学校施設調査票	高等学校等	枚		
	各種学校	枚		
卒業後の状況調査票	中学校	枚		
	義務教育学校	枚		
	高等学校(全・定)4-1	枚		
	高等学校(全・定)4-2	枚		
	高等学校(全・定)4-3	枚		
	高等学校(全・定)4-4	枚		
	中等教育学校5-1	枚		
	中等教育学校5-2	枚		
	中等教育学校5-3	枚		
	中等教育学校5-4	枚		
	中等教育学校5-5	枚		
	特別支援学校(中学部)	枚		
	特別支援学校(高等部)3-1	枚		
	特別支援学校(高等部)3-2	枚		
	特別支援学校(高等部)3-3	枚		
	高等学校通信制3-1	枚		
	高等学校通信制3-2	枚		
	高等学校通信制3-3	枚		

該当のある都道府県のみ提出していただくもの

(記入上の注意)

1. 枚数、部数等について、該当がない場合、0(ゼロ)を記入してください。ただし、□のある項目については記入の必要はありません。
2. □には、該当がある場合、レ点を記入してください。
3. 「調査票」は、紙の調査票により提出された枚数を記入してください。

学校調査番号一覧表

学 校 種 別	学 校 調 査 番 号	
	国 立	公 ・ 私 立
幼 稚 園	6501) 6510	6511) 8500
幼保連携型認定こども園	A001) A020	又は A021) B999 G001) H999
小 学 校	0001) 0010	0011) 3500
中 学 校	3501) 3510	3511) 5500
義 務 教 育 学 校	C001) C010	C011) F500
高 等 学 校	5501) 5510	5511) 6500
中 等 教 育 学 校	9706) 9710	9781) 9800
特 別 支 援 学 校	9701) 又は 9705 9801) 9810 又は 9901) 9910	9711) 9780 又は 9811) 9900 又は 9911) 9999
専 修 学 校	8501) 8510 又は 9081) 9100	8511) 9080
各 種 学 校	9101) 9110	9111) 9700

IV 市町村の事務

1 調査票の配布等

市町村長を通じて、学校又は教育委員会等に配布する調査票及び手引は、調査票が15種類、学校用の手引が8種類で、次のとおりです。

調 査 票	学校基本調査の手引
(1) 学校調査票 (幼稚園)	(1) 学校基本調査の手引(幼稚園)
(2) " (幼保連携型認定こども園)	(2) " (幼保連携型認定こども園)
(3) " (小学校)	(3) " (小学校・中学校)
(4) " (中学校)	(4) " (義務教育学校)
(5) " (義務教育学校)	(5) " (特別支援学校)
(6) " (特別支援学校)	(6) " (専修学校)
(7) " (専修学校)	(7) " (各種学校)
(8) " (各種学校)	(8) " (学校施設調査)
(9) 不就学学齢児童生徒調査票	
(10) 学校施設調査票(高等学校等)	
(11) " (各種学校)	
(12) 卒業後の状況調査票(中学校)	
(13) " (義務教育学校)	
(14) " (特別支援学校 中学部)	
(15) " (特別支援学校 高等部)	

次の「調査票の配布、収集対象」図に従って、「調査票」は学校又は教育委員会等に各4部(提出用3部、学校等控1部)、「学校基本調査の手引」を1校につき各1部を配布し、このうち、提出用の「調査票」各3部を集めてください。※文部科学省提出用の「調査票」はコピーではなく原本であることが必要です。

オンライン調査システムによる収集を行う場合、「調査票」はオンラインでダウンロードしますので、「学校基本調査の手引」のほか、調査対象者ID等、システム利用に必要な書類を配布してください。

なお、「学校基本調査の手引」は、文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」

→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成31年度学校基本調査について」

(注) 平成31年3月中に掲載予定です。

調査票の配布、収集対象

学 校 調 査 票	— 高等学校、中等教育学校以外の市町村立、市町村設立公立大学法人立及び私立の学校
不就学学齢児童生徒調査票	— 市町村教育委員会
学 校 施 設 調 査 票	— 市町村立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校、私立学校の設置者(高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。)
卒 業 後 の 状 況 調 査 票	— 市町村立(市町村設立公立大学法人立を含む。)及び私立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ。)

< 調査票を配布するときは、特に次の点に注意してください。 >

- (1) 教育委員会等とよく連絡し、最新の資料により配布対象を確かめてください。
- (2) 保育所や各種学校に類似した教育施設・分校舎・分教場・認可又は届出のない分校等は配布対象から除いてください。
- (3) 分校の調査票は、本校に配布してください。(本校の所在地と異なる都道府県又は市町村にある分校の調査票も本校に配布します。)
- (4) 私立学校の「学校施設調査票」は、設置者がまとめて作成するため、主たる事務所の所在地にのみ配布してください。

- (5) 「学校施設調査票」は、本校・分校別に作成することになっているので、配布漏れのないようにしてください。

2 調査票提出期日の指定

市町村長へ調査票を提出(オンライン調査システムにより提出する場合も含まれます。)する期日は、調査票の都道府県知事への提出期日や地理的条件等を考慮して決めてください。

3 報告義務者・作成者に対する指導

報告義務者・作成者(学校の長及び教育委員会等)に対する指導事項は、次のとおりです。

- (1) この調査の重要性をよく説明し、正確・迅速な報告が必要なことを、十分理解してもらい、円滑に報告がなされるよう指導してください。
- (2) 調査票を作成するときは、各調査票に記載されている注意事項及び「学校基本調査の手引(学校用)」をよく読んでから記入するよう指導してください。
- (3) 数字は算用数字(電子調査票では半角数字)を使用します。
- (4) 「不就学学齢児童生徒調査票」の「1年以上居所不明者数」については、「1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊(簿冊に相当するもの(電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの)を含む)に記載(記録)されている者(昭和32年2月25日付文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」一(4)に基づく者)の数を5月1日現在で記入する。」こととなっているため、それらの資料等との照合を十分行うよう指導してください。
- (5) 「学校施設調査票」は、必ず平方メートル単位で記入します。また、1平方メートル未満は四捨五入するよう指導してください。
- (6) 記入後、調査票及び手引に記載されている確認事項について確認させてください。特に、児童生徒数は指導要録との照合を十分行わせてください。また、検算できるところは、必ず検算をさせてください。
- (7) 提出後の訂正は、都道府県集計及び全国集計を遅れさせる原因となりますので、十分確かめさせた上で提出させてください。
- (8) 提出期日を厳守させてください。(この提出期日は、市町村長が定めます。)
- (9) これまでの調査で特に誤りの多かった箇所を整理しておき、重点的に説明指導してください。

4 調査票の審査

市町村段階における調査票の審査は、正確な調査の実施のために極めて重要です。

調査票の審査は、限られた期間内に、多くの調査票について行わなければならないので、あらかじめ十分準備し、手順を考えておくことが必要です。このため、関係者の間で前もって審査の方針や要領などを打ち合わせ、照合するための資料(関係資料・教育委員会の資料等)を用意しておくとう便利です。

報告義務者・作成者から提出される調査票を審査するときは、特に次の点に留意してください。

なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項は自動計算されるため、審査は不要となります。

- (1) 報告者からの提出枚数に誤りはないか。
- (2) 私立の高等学校及び中等教育学校の設置者の設置する学校の「学校施設調査票」が誤って提出されていないか。
- (3) 「都道府県番号」, 「学校調査番号」, 「設置者別」, 「本校分校別」等は、正しい番号が記入されているか。
- (4) 学校, 分校, 学級は正規に認可又は届出されたものが記入されているか。
- (5) 合計欄等の計算に誤りはないか。※
- (6) 面積等の単位に誤りはないか。
- (7) 児童生徒等の記入漏れや、記入誤りはないか。
- (8) 関連する数値が適正であるかどうか。(例えば、A欄とB欄ではA欄の数値が必ずB欄より大きい、といった関連のある箇所がある。)※

- (9) 調査票内の同一符号欄の数値は一致しているか。※
(10) 同種の調査や報告に比べて、著しい差はないか。

5 調査票の提出

- (1) 調査票は、各調査票の提出枚数を記載した明細書を付けて、都道府県知事が定める期日までに都道府県統計主管課あて提出してください。調査客体がオンライン調査システムを利用して提出した場合は、紙の調査票の提出の必要はありません。ただし、都道府県統計主管課から併せて紙でも提出するよう指示があった場合は、その指示に従ってください。
- (2) 学校が紙の調査票で提出し、市町村統計主管課でオンライン調査システムへ入力した場合にあっては、当該学校の紙の調査票の提出が必要です。
- (3) 提出期日は、厳守するようにお願いします。提出期日までに提出できないときは、その理由と提出予定日をあらかじめ都道府県統計主管課に必ず連絡してください。

6 調査票の訂正

都道府県及び文部科学省での集計が遅れる原因となりますので、調査票の提出後の訂正処理は行えない場合があります。したがって、十分に照合、検算などの審査の上、提出するようにしてください。

なお、調査票の提出後の誤りが発見された場合は、速やかに都道府県統計主管課まで連絡してください。所管する学校に対しても、調査票提出後に誤りを発見した場合、まずは市町村統計主管課に報告を行うよう、御案内をお願いします（その後、都道府県統計主管課に連絡）。

また、このほかに調査を実施している上で疑問が生じたときは、独断で処理せず、必ず都道府県統計主管課に照会するようお願いいたします。

7 不就学学齢児童生徒調査票について(市町村教育委員会において作成・回答)

市町村教育委員会は「不就学学齢児童生徒調査票」の作成・回答が必要です。回答に当たっては、調査票欄外の説明により正確に記入してください。

オンライン調査システムによる提出の場合

学校用のログイン画面（「政府統計オンライン調査システム総合窓口」）からログインします。

◆調査票のダウンロード

「政府統計オンライン調査システム総合窓口」（<https://www.e-survey.go.jp/>）より、配布されたID、パスワードを利用しログイン後、ダウンロードしてください。

◆オンライン調査システムの使用方法

学校用の「オンライン調査システムの使用手引」に準じます。手引は文部科学省ホームページ内の「平成31年度学校基本調査について」で閲覧できます。

文部科学省HPトップ（<http://www.mext.go.jp>）>「白書・統計・出版物」
>「統計情報」>「学校基本調査」>「平成31年度学校基本調査について」

◆1年以上居所不明者数について

各市町村教育委員会においては、関係部局（福祉部局、住民台帳管理部局等）と連携して、正確な数値を報告願います。また、各都道府県統計主管課においては、13ページの3（4）に基づき、正確な数値が報告されているかどうかを十分確認の上、提出願います。